

平成 28 年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

平成 29 年 3 月

島根県監査委員

監 第 1 3 7 号

平成29年3月14日

島根県議会議長
島根県知事様
島根県教育委員会教育長

島根県監査委員 角 智子

島根県監査委員 中 島 謙二

島根県監査委員 錦 織 厚雄

島根県監査委員 後 藤 勇

平成28年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成29年9月末日までにしてください。

目 次

第 1 監査の概要	1
1 財政的援助団体等監査の趣旨	1
2 監査対象団体及び実施団体	1
3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者	4
第 2 監査の結果	7
I 監査結果（総括）	7
1 指導事項及び指示事項	7
2 意見	7
II 監査結果（個別）	12
1 (公財)島根県育英会	12
2 (公財)しまね海洋館	14
3 萩・石見空港利用拡大促進協議会	15
4 一畠電車沿線地域対策協議会	17
5 (株)S P Sしまね	19
6 (公財)しまね自然と環境財団	20
7 (公財)島根県障害者スポーツ協会	22
8 (株)島根東亜建物管理	23
9 N P O法人 国際交流フラー21	24
10 (公財)島根県みどりの担い手育成基金	26
11 (公財)ホシザキグリーン財団	28
12 (一財)くにびきメッセ	30
13 (公社)島根県観光連盟	32
14 石見観光振興協議会	34
15 広島地区観光情報発信事業実行委員会	36

16	(公財)しまね産業振興財団	37
17	安来市商工会	40
18	奥出雲町商工会	41
19	邑南町商工会	42
20	津和野町商工会	43
21	N P O 法人 出雲スポーツ振興 2 1	44
22	(株) I S P	45
23	(一財)島根県建築住宅センター	46
24	(株) M Iしまね	47
25	ミュージアムいちはた	48

第1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第199条第7項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、借入保証等をしている団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1) 地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成27年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	3	3					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	3	2			2		1
公益財団法人	18	7	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	2	2					
社会福祉法人	14	14					
農林水産組合	2	2					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	12	1	2		3		8
その他	30	24	1	1	3	1	3
合 計 (注3)	120	90	7	5	24	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、

「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成28年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の25団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした財政的援助等の内容
1	(公財) 島根県育英会	総務課	貸付金・出資
		学校企画課	補助金等
2	(公財) しまね海洋館	しまね暮らし推進課	出資・指定管理
3	萩・石見空港利用拡大促進協議会	交通対策課	補助金等
4	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	補助金等
5	(株) S P S しまね	文化国際課	指定管理
6	(公財) しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・指定管理
		環境政策課	補助金等
7	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	障がい福祉課	出資
8	(株) 島根東亜建物管理	障がい福祉課	指定管理
9	N P O 法人 国際交流フラー 2 1	農産園芸課	指定管理
10	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
11	(公財) ホシザキグリーン財団	水産課	指定管理
12	(一財) くにびきメッセ	商工政策課	補助金等・出資・指定管理
13	(公社) 島根県観光連盟	観光振興課	補助金等
14	石見観光振興協議会	観光振興課	補助金等
15	広島地区観光情報発信事業実行委員会	観光振興課	補助金等
16	(公財) しまね産業振興財団	産業振興課	補助金等・出資・指定管理
		中小企業課	補助金等・貸付金・損失補償
17	安来市商工会	中小企業課	補助金等
18	奥出雲町商工会	中小企業課	補助金等
19	邑南町商工会	中小企業課	補助金等
20	津和野町商工会	中小企業課	補助金等
21	N P O 法人 出雲スポーツ振興 2 1	都市計画課	指定管理
22	(株) I S P	都市計画課	指定管理
23	(一財) 島根県建築住宅センター	建築住宅課	補助金等
24	(株) M I しまね	文化財課	指定管理
25	ミュージアムいちばた	文化財課	指定管理

なお、上記25団体のうち、指定管理を行っているのは12団体で、その施設は次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	平成27年度 指定管理料 (千円)	利用 料金制 (注4)
1	しまね海洋館 (アクアス)	(公財) しまね海洋館	185,946	○
2	美術館	(株) S P S しまね	287,170	
3	三瓶自然館及びその附 属施設 (サヒメル・三 瓶小豆原埋没林公園)	(公財) しまね自然と環境財団	284,040	○
4	はつらつ体育館	(株) 島根東亜建物管理	7,500	
5	花ふれあい公園 (しまね花の郷)	N P O 法人 国際交流フラ ワー 2 1	84,870	○
6	宍道湖自然館 (ゴビウス)	(公財) ホシザキグリーン財 団	118,787	○
7	産業交流会館 (くにびきメッセ)	(一財) くにびきメッセ	—	○
8	産業高度化支援センタ ー (テクノアークしまね)	(公財) しまね産業振興財団	198,122	
9	浜山公園	N P O 法人 出雲スポーツ 振興 2 1	148,364	○
10	石見海浜公園	(株) I S P	126,820	○
11	古墳の丘古曾志公園	(株) M I しまね	6,100	
12	古代出雲歴史博物館	ミュージアムいちばた	296,508	

(注4) 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成27年度を対象とし、必要に応じ平成26年度及び

平成28年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計及び事業の実施状況を範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が実施されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
(公財) 島根県育英会	平成28年10月24日
一畑電車沿線地域対策協議会	平成28年10月24日
(株) S P S しまね	平成28年10月24日
(公社) 島根県観光連盟	平成28年10月24日
(公財) しまね産業振興財団	平成28年10月24日
(一財) 島根県建築住宅センター	平成28年10月24日
(公財) しまね海洋館	平成28年10月26日
(株) I S P	平成28年10月26日
萩・石見空港利用拡大促進協議会	平成28年10月27日
(公財) しまね自然と環境財団	平成28年10月27日
(公財) ホシザキグリーン財団	平成28年11月 1日
(一財) くにびきメッセ	平成28年11月 1日
N P O 法人 出雲スポーツ振興21	平成28年11月 1日
(公財) 島根県障害者スポーツ協会	平成28年11月 2日
(株) 島根東亜建物管理	平成28年11月 2日
(株) M I しまね	平成28年11月 2日
N P O 法人 国際交流フラー21	平成28年11月 4日
ミュージアムいちばた	平成28年11月 4日
(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	平成28年11月 7日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 角 智 子

監査委員 中 島 謙 二

監査委員 錦 織 厚 雄

監査委員 後 藤 勇

なお、地方自治法第199条の2の規定により、中島謙二監査委員は（一財）くにびきメッセについて、後藤勇監査委員は（株）S P Sしまねについて監査を行っていない。

第2 監査の結果

I. 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正を求めて指導、指示する事項が15件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じた意見は9件である。

なお、意見については、Ⅱ 監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報登載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

1 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

(1) 指導事項（団体）（14件）

- ア 受託収納計算書が提出されていなかったもの（4件）
- イ 契約書に添付すべき仕様書が添付されていなかったもの（2件）
- ウ 再委託の通知がされていなかったもの（3件）
- エ 通勤手当の額が誤っていたもの
- オ 収納事務に遅れがあったもの
- カ 履行検査の検査員の指定がなかったもの
- キ 文書の決裁に不備があったもの（2件）

(2) 指示事項（所管課）（1件）

- ア 委託事業での実施が適切と思われるもの

2 意見

監査全般を通じた意見は、次の9件（団体4件、所管課等5件）である。

(1) 団体に対する意見

① AEDの使用訓練の実施について（該当指定管理者）

AED（自動体外式除細動器）については、近年県の庁舎や公の施設でも設置が進んでおり、緊急時の人命救助につながる機器として、その重要性に対する認識が広まっている。

今回の監査では、指定管理者制度導入施設である公の施設におけるAEDの設置状況や指定管理者における使用訓練の状況等を確認した。

その結果、今回監査したほとんどの施設でAEDが設置されていたが、職員を対象とする使用訓練については定期的な実施がされていない例が見受けられた。

AEDはその機能上、多くの県民が利用する公の施設においては特に重要な機器であり、緊急時において適切に使用されることが必要であるため、AEDが設置されている施設の指定管理者においては、職員に対して毎年度使用訓練の機会を設けるなど、定期的な使用訓練の実施について適切な対応を取られたい。

② 不審者対策の実施について（各指定管理者）

昨今、多くの人が利用する集客施設等での危機管理の一環として、火災発生時の避難や防火対策の訓練、自然災害発生時の対応の訓練とともに、外部からの不審者の侵入や危険な行動に対処する訓練等の重要性に関する認識が高まりつつあり、今回監査した指定管理者制度導入施設でも、このような不審者の侵入を想定した訓練等の取組が見られた。

危機管理への社会的な意識は今後更に高まっていくと考えられることから、各指定管理者においては、指定管理者制度導入施設における危機管理の充実に向けた取組の一環として、不審者対策の実施に一層努められたい。

③ 受託収納計算書の提出について（該当指定管理者）

指定管理者制度導入施設の使用料収入について、使用料収入が県収入となるいわゆる「代行制」を採用している場合、指定管理業務の基本協定書においては、毎月の使用料収入を翌月に県に納付することに伴って、知事（又は教育長）及び会計管理者に当該使用料収入に係る受託収納計算書を納付後に提出するよう定められているが、今回監査した指定管理者については、当該計算書を提出していなかったり、知事又は教育長には提出しているが会計管理者に提出していない例が見受けられた。

この計算書は、県が歳入を速やかに捕捉するためのものであり、代行制を採用している施設の指定管理者においては、基本協定書の規定を遵守して当該計算書を知事（又は教育長）及び会計管理者へ提出されたい。

④ 再委託の通知について（各指定管理者）

指定管理業務の基本協定書では、当該業務の一部について指定管理者

が第三者への再委託を行う場合、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知するよう定められているが、今回の監査において、当該通知が行われていない例が見受けられた。

この通知は、県が指定管理業務を指定管理者に委託する中で、例外的に認めている部分的な再委託の状況を的確に把握するためのものであり、指定管理者においては基本協定書の規定を遵守し、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知されたい。

(2) 所管課等に対する意見

① A E Dの使用訓練について（該当所管課）

団体に対する意見で述べたように、A E Dはその機能上、多くの県民が利用する公の施設においては特に重要な機器であり、緊急時において適切に使用されることが必要である。

A E Dが設置されている指定管理者制度導入施設の所管課においては、当該施設におけるA E Dの設置、維持管理、使用訓練等の実態を把握するとともに、指定管理業務に当たる職員を対象とする使用訓練が定期的に実施されるよう指導されたい。

② 不審者対策の実施について（各所管課）

団体に対する意見で述べたように、不審者対策は危機管理の一環として、火災や自然災害等への対応と同様にその重要性に関する認識が高まりつつあるため、所管課においては、各指定管理者による不審者対策の実施状況を把握するとともに、指定管理者において不審者対策が適切に実施されるよう指導に努められたい。

③ 受託収納計算書の提出について（該当所管課）

団体に対する意見で述べたように、受託収納計算書は県が歳入を速やかに捕捉するためのものであるため、当該計算書の提出を要する指定管理者制度導入施設の所管課においては、当該計算書が基本協定書の規定に従って提出されるよう指導されたい。

④ 再委託の通知について（各所管課）

団体に対する意見で述べたように、再委託の通知は、県が例外的に認めている部分的な再委託の状況を的確に把握するため必要なものであり、所管課においては、基本協定書の規定に従って通知が行われるよう指導されたい。

⑤ 指定管理料の設定について（人事課・財政課）

指定管理業務の実施に当たっては、県から指定管理者に指定管理料が支払われる。

指定管理料の算定については、人事課・財政課が制定している「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」により、指定管理業務の範囲、業務の要求水準、利用料金制の採用の有無等をもとに積算することとなっている。

これにより、利用料金制を採用している施設においては、指定管理業務に係る支出見込額が収入見込額を上回る差額分を指定管理料として積算し、使用料が県収入となる代行制では指定管理業務に係る支出額そのものを指定管理料として積算することとなる。また、代行制のうちメリットシステムを採用している場合では、収入が収入目標額の110パーセントを超えた場合は、当該超過分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料に上乗せし、収入が収入目標額の90パーセントに満たない場合は、当該不足分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料から減額することとなっている。

今回の監査の対象となった各指定管理者のうち利用料金制の対象である指定管理者やその所管課からは、努力して収入増やコスト削減を実現しても、その分が次回の指定管理料公募額の積算に反映されて指定管理料が減額されるため、努力が収益増に結び付かず、民間の事業体としてはメリット感がなく、今後指定管理の受託を継続することは今以上に厳しくなるという意見が聞かれた。

また、メリットシステムの対象である指定管理者からは、収入が収入目標額の110パーセントを超えた場合の指定管理料の増額という制度は良いが、利用料金制を採用できる施設と比べて指定管理者による運営等の工夫の余地が少ない施設であるにもかかわらず、収入が収入目標額の90パーセントに満たない場合に当該不足分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料から減額する方法を設定することは、指定管理者の意欲を削ぐことになるのではないかとの意見も聞かれたところである。

指定管理者制度を公の施設に導入することで、コストの抑制も含め施設の効率的な運営を図ることが期待されているが、同時に公の施設は、県民がそれを利用することで生活上の様々な便益を享受することを目的

として設置されたものであり、そのためには運営に当たる指定管理者の活力を引き出し、維持するという視点も必要である。

指定管理者制度も導入されて10年以上が経過し、上記したような指定管理者からの意見も見られるようになっていることから、人事課、財政課においては、指定管理者制度を導入している公の施設の運営が長期にわたり安定的に維持されるよう、所管課の意見も聞きながら指定管理者が置かれている状況を適切に把握し、必要な場合は、指定管理料公募額の積算方法やメリットシステムに関するガイドラインの見直しも含め、今後の指定管理者制度のあり方を検討されたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財) 島根県育英会	所管課	(総務部) 総務課 学校企画課
---	-----	-------------	-----	--------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 33 年 6 月 17 日

(2) 設立目的

優秀な学生又は生徒であつて、学資の支弁が困難であると認められる者に対する奨学金又は就学資金の貸与並びに学生寮を運営してその修学の便を図り、もって社会に有為な人材の養成に寄与する。

(3) 県の出資状況

奨学金貸与事業の拡充に際し、基本財産を出資している。

出資金額 210,000 千円 (県出資比率 : 38.5 %)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

①大学等の学生を対象とした就学資金及び奨学金の貸与

②学生寮の運営

イ 事業実施状況

①就学資金の貸与 (平成 14 年度から実施)

平成 27 年度貸与人数	35 名
平成 27 年度貸与額	33,000 千円
平成 27 年度末貸与延人数	637 名
平成 27 年度末就学資金貸与金	325,202 千円

②奨学金の貸与 (昭和 36 年度から実施)

平成 27 年度貸与人数	160 名
平成 27 年度貸与額	111,320 千円
平成 27 年度末貸与延人数	3,779 名
平成 27 年度末奨学金貸与金	750,790 千円

③学生寮の運営

平成 27 年度新規入寮者 13 名

平成 27 年度充足率 78.0 % (定員 70 名)

(2) 補助金

ア 島根県育英会高等学校等奨学事業費補助金

① 内容

県内に生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校等に在学し学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学が困難な者を対象として島根県育英会が行う奨学資金の貸与(無利子)に必要な経費を島根県が補助する。

高等学校等奨学事業は、日本育英会の解散に伴い、平成17年度から島根県育英会が実施している。

② 補助金額 160, 430千円

(3) 貸付金

ア 専修学校進学者特別支援資金

① 内容

雇用状況の悪化を受けて就職から専修学校への進学に進路変更せざるを得なかつた高校生の修学を支援するため、島根県育英会が奨学金及び就学資金を貸与するのに必要な資金を、平成22年度から平成25年度に貸し付けている。

② 貸付金額

平成26年度末残高	55, 010千円
平成27年度貸付額	0千円
平成27年度返済額	7, 224千円
平成27年度末残高	47, 786千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（学校企画課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2	団体名	(公財)しまね海洋館	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 9 年 4 月 30 日

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 100,000 千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア しまね海洋館 (アクアス) (所在地 浜田市、江津市)

① 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

② 指定期間 平成 27 年度～平成 34 年度

③ 指定管理料 185,946 千円 (平成 27 年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年9月8日

(2) 設立目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

(3) 主な事業と構成員

島根・山口両県、島根県西部・山口県北東部の市・町・民間団体等を構成員として、萩・石見空港のPRや旅行商品の造成支援等、空港の利用拡大に資する事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、もって利用者の増加及び航空路線の維持・拡大を図る。

② 補助金額 10,000千円

イ 萩・石見空港路線維持事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の航空路線を維持し、安定した空港運営を継続するため、萩・石見空港路線を利用した首都圏等大都市圏域からの観光客誘致対策事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 93,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

高速道路などの高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、産業や観光の振興、定住促進など地域の活性化にとって不可欠である。

平成23年から大阪路線が夏季期間限定運航となり、大阪路線の定期運航化と東京路線の複便化に向けて航空会社等と利用促進に取り組んでいる。

こうした中、国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京路線の2往復便化による成果が評価され、平成28年3月より、更に2年間の期間延長が決定した。

については、延長期間中の取組の評価が複便運航の定着に繋がると考えられることから、より一層の利用促進に取り組まれたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、東京路線複便運航の定着化を図るため、羽田発着枠の期間延長を好機と捉え、団体の利用促進対策への支援を行うとともに、県関係部局や地元と連携した産業及び観光振興、地域振興等による観光利用やビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要確保対策などに引き続き取り組まれたい。

4	団体名	一畑電車沿線地域対策協議会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年11月26日

(2) 設立目的

一畑電車の沿線地域における交通を確保し、あわせて当該地域の開発整備について総合的な調整を図り、もって地域の発展に寄与する。

(3) 主な事業と構成員

県、松江市及び出雲市を構成員として、一畑電車の運行に対する支援を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 一畑電車沿線地域対策協議会運営費負担金

① 内容

一畑電車の運行維持、利用促進などの諸課題について、団体が調査、検討等を行うために要する経費を負担する。

② 負担金額 205千円

イ 一畑電車沿線地域対策協議会利用促進事業負担金

① 内容

地域住民、観光客等の一畑電車利用を促進するために、団体が行う利用促進事業（通勤定期購入助成、シルバーカー切符助成等）に要する経費を負担する。

② 負担金額 9,500千円 ※一畑電車支援計画（後期）策定費含む

ウ 一畑電車沿線地域対策協議会基盤設備維持事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する線路、電路、車両の維持、修繕、更新に要する経費（国が直接補助する額を除く。）を団体が補助するためには要する経費を負担する。

② 負担金額 59,548千円

エ 一畑電車沿線地域対策協議会安全輸送設備等整備事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する安全性向上に資する設備等の整備に要する経費を団体が補助するためには要する経費を負担する。

② 負担金額 176,815千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について

一畑電車沿線地域対策協議会では、一畑電車（株）への支援計画として、平成23年度に前期計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、安全性の向上、サービス水準の向上、経費の削減などが図られてきた。さらに、平成28年4月には、前期計画における事業効果の検証を踏まえて、後期計画（平成28年度～平成32年度）が策定されたところである。

後期計画では、新型車両の導入や線路・電路の整備などが計画されており、列車運行や災害に対する安全性の向上、快適性（乗り心地）の更なる改善、柔軟な運行による利便性の向上などの効果が期待されている。

については、後期計画を着実に実施するとともに、一畑電車（株）による自助努力を促し、利用者の増加につながる効果的な取組を進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	(株) SPSしまね	所管課	文化国際課
---	-----	------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 17 年 2 月 17 日

(2) 主な事業内容

ホール・博物館・美術館・図書館・会議場の運営及び管理、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 美術館（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・美術館のギャラリー、ホール及びこれらの付属設備の使用許可に関する業務
- ・美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- ・美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・美術館の総合案内等に関する業務
- ・美術館の広報・利用促進に関する業務

② 指定期間 平成 27 年度～平成 31 年度

③ 指定管理料 287,170 千円（平成 27 年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

6	団体名	(公財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課 環境政策課
---	-----	----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を行い、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 123,000千円（県出資比率：92.5%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

① 内容

財団が行う環境保全活動の推進事業等を支援することにより、環境の保全とより良い環境の創造に関する県民意識の高揚を図るとともに、地域における自発的な活動の推進と活性化を図る。

② 補助金額 38,228千円

(2) 公の施設の指定管理

ア 三瓶自然館及びその附属施設（所在地 大田市）

①指定管理業務の内容

- ・三瓶自然館及びその附属施設の施設及び設備の管理運営に関する業務
- ・自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務
- ・環境学習に関する業務 等

②指定期間 平成27年度～平成34年度

③指定管理料 284,040千円（平成27年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（自然環境課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

観光での活用について

三瓶自然館は、自然系博物館としての学習機能だけでなく、大山隠岐国立公園・三瓶山地区のビジターセンターとしての機能も併せもっている。

入館者数については、平成27年度は10万9千人で、ここ10年間で最多となった平成25年度の16万2千人をピークに、その後、徐々に減少している。

また、三瓶自然館の附属施設として、世界的にも極めて貴重な埋没林を保存展示する三瓶小豆原埋没林公園があるが、埋没林公園には団体利用に適した施設がないため、団体の受入がスムーズに出来ない状況にあり、来園者も近年は2万人余で推移している。

このような中、平成28年7月、環境省の「国立公園満喫プロジェクト」において、全国で先行的・集中的に取り組まれる8つの国立公園の一つとして、大山隠岐国立公園も選定された。また、埋没林公園については、公園の展示棟にある埋没林の保存方法を考える検討委員会において、保存方法や施設整備の方向性について検討が進められており、三瓶自然館と合わせて、県の中央部の観光振興にも大いに寄与するものと期待されている。

については、国のインバウンド対策、県・大田市の観光振興等の動向を視野に、国、地元自治体、県関係部局等との積極的な連携を図り、利便性・魅力の向上について取組を進め、観光面でもより一層積極的な活用を図られたい。

(3) 所管課（環境政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7	団体名	(公財)島根県障害者スポーツ協会	所管課	障がい福祉課
---	-----	------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 54 年 5 月 7 日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 197,882 千円 (県出資比率 : 78.4 %)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

障がい者スポーツの普及や障がい者スポーツ活動に取り組む団体の活動を支援するとともに、障がい者アスリートの活動支援、障がい者スポーツ活動の支援者の確保・育成などの事業を行っている。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

8	団体名	(株) 島根東亜建物管理	所管課	障がい福祉課
---	-----	--------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 46 年 9 月 25 日

(2) 主な事業内容

指定管理者制度による公共施設管理運営事業、清掃管理事業、設備管理事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア はつらつ体育館（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の使用料の徴収に関する業務
- ・施設等の保全に関する業務

② 指定期間 平成 27 年度～平成 31 年度

③ 指定管理料 7,500 千円（平成 27 年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	NPO法人 国際交流フラワー21	所管課	農産園芸課
---	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成15年7月4日

(2) 設立目的

花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力あるまちづくりに寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 花ふれあい公園（しまね花の郷）（所在地 出雲市）

① 指定管理業務の内容

- ・公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・花きに親しむ機会の提供に関する業務
- ・公園の利用の促進に関する業務
- ・観覧料の徴収に関する業務

② 指定期間 平成24年度～平成28年度

③ 指定管理料 84,870千円（平成27年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

花ふれあい公園の備品の管理について

花ふれあい公園における指定管理業務の対象となる管理物品のうち、タッチパネルシステム2台が、故障のため数年前から使用されていない。

このタッチパネルシステムは、平成15年度に設置されており、画面に触れて操作することにより、しまね花の郷に関する画像情報を見ることができるもののだが、使用できない状態が固定化している。

このような状態は、県の公の施設に設置された備品の管理のあり方として望

ましいものではないため、適切な対応を早急に検討されたい。

10	団体名	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	--------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることにより、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し10億円、平成6年度から平成9年度にかけて10億円、合計20億円出資した。

長引く低金利のため当初計画していた運用益が得られないため、平成12年度から平成15年度にかけて471,728千円を取り崩して運用財産とし、事業を実施してきた。

平成24年度からは、基本財産を特定資産に移行し、中期事業計画（平成24年度～平成29年度）に基づき、これを取り崩しながら事業を実施している。平成24～27年度の取崩額は、76,445千円である。

出資金額 1,451,827千円（県出資比率：88.4%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等を対象に人材育成、労働安全管理、雇用改善に係る各種助成事業を実施している。

事業は、特定資産の運用益と取り崩しにより行われている。

イ 事業費 63,135千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

11	団体名	(公財) ホシザキグリーン財団	所管課	水産課
----	-----	-----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 2 年 5 月 30 日

(2) 設立目的

野生動植物の保護繁殖に関する事業及びこれに資するための関連事業を実施し、もって人と自然の調和した自然環境の保全に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 宍道湖自然館（ゴビウス）（所在地 出雲市）

① 指定管理業務の内容

- ・宍道湖自然館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関するものの展示及び調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供に関する業務
- ・観覧料の徴収に関する業務

② 指定期間 平成 27 年度～平成 34 年度

③ 指定管理料 118,787 千円（平成 27 年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

宍道湖自然館の施設・設備等の課題への対応について

宍道湖自然館の入館者数は、開館から約 15 年が経過する中、ここ数年は年間約 10 ～ 11 万人程度で推移してきたが、平成 26 年度末に実施された展示施設の一部改修や指定管理者による集客増への取組等の努力により、平成 27 年度は 12 万人を超えた。

一方で、同館の宍道湖からの取水管が砂や泥の堆積によって詰まり、大型水槽の水替え作業中に水が止まるなどの支障があることがあるが、取水管が隣接する水産技術センター（内水面浅海部）のタンクを経由して同館に入っているため、同センターが無人となる土、日曜日や休日に支障が発生した際に対応が遅れる可能性があり、同センターと対応を協議中であること、飼育用の予備水槽の亀裂について応急措置がとられており、水槽の更新が検討されていること等の実情が見られた。

予算的な制約がある中、施設・設備の更新・修繕を逐次実施するなど所管課においては努力が払われているが、今後とも展示への影響が発生しないよう、引き続き関係部署と連携し、適切な対応をとられたい。

12	団体名	(一財) くにびきメッセ	所管課	商工政策課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月26日

(2) 設立目的

島根県の優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、コンベンションの誘致・支援を行い、県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 515,007千円 (県出資比率: 63.7%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

コンベンションの誘致及び支援に関する事業

イ 事業費 77,677千円

(うち基本財産運用益13,074千円)

(2) 補助金

ア 島根県学会等開催支援事業費補助金

① 内容

県内への学会等の誘致を促進するため、くにびきメッセが行う学会等開催の支援について、その経費を補助する。

② 補助金額 22,525千円

イ 島根県コンベンション開催支援事業費補助金

① 内容

県内へのコンベンションの誘致をなお一層促進するため、くにびきメッセがコンベンション主催者に対して行うコンベンション開催経費の助成について、その経費を補助する。

② 補助金額 5,999千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 産業交流会館（くにびきメッセ）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設等の利用の承認に関する業務
- ・会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他島根県が必要と認める業務

② 指定期間 平成27年度～平成34年度

③ 指定管理料 なし（利用料金制をとっているため。なお、利用料収益は200,872千円）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	(公社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成4年4月1日
 (2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益社団法人島根県観光連盟補助金

① 内容

団体の運営費及び事業費の一部を補助し、もって本県の観光事業の振興を図る。

② 補助金額 52,057千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み等を支援し、本県の観光振興に資する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 63,096千円

(2) 負担金

ア 島根県観光誘致促進共同事業負担金

① 内容

島根県観光連盟は、県、市町村、民間団体が一体となって本県の観光振興を図ることを目的として設立された団体であるため、実施する事業に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 9,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

観光振興について

平成26年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、出雲大社の大遷宮などによる観光客急増に対する県東部での反動減や石見・隠岐地域における入込客数の減少傾向に対応し、観光振興施策の効果を全県的に波及させるよう求めたが、平成27年「島根県観光動態調査結果」における同年の市町村別観光入込客延べ数を見ると、県東部が前年比で微減となつた一方、石見・隠岐地域は増加している。

このように、平成27年において県東部では入込客数が大きく減少せず、大遷宮以前より高い水準を保つとともに、石見・隠岐地域では増加に転じてゐることは、所管課等との連携により観光資源の育成や誘客宣伝活動等に全県的に取り組まれた成果と考えられる。

については、今後とも関係機関が連携し、観光振興の効果が一層全県的に波及するよう取り組まれたい。

また、平成27年の外国人宿泊客延べ数も前年比で大幅な増となっており、引き続きインバウンド客の一層の増加に向けて取組を強化されたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	石見観光振興協議会	所管課	観光振興課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年10月11日

(2) 設立目的

石見地域全域の魅力アップと集客力の向上を目指し、観光産業関係者間の連携の促進を図り、もって石見地域の観光振興と地域の活性化に寄与する。

(3) 主な事業と構成員

石見地域の9市町、観光協会、商工会議所・商工会等35団体を構成員として、石見地域の統一的なキャッチフレーズ「なつかしの国 石見」を策定し、地元での一体感を醸成するとともに、「石見神楽」を核とした観光キャンペーンや大都市圏向けの観光プロモーション、萩・石見空港を活用した観光客増への取組等の事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 石見神楽振興事業費補助金

① 内容

石見神楽の宿泊施設等での出張上演や大都市圏でのイベントにおける石見神楽上演等への支援、県外でのテレビCMの放映による情報発信等に要する経費を補助している。

② 補助金額 19,699千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

石見地域の総合観光パンフレットの作成や萩・石見空港を利用した首都圏等からの観光誘客促進、石見地域の周遊につながる各種キャンペーン等に要する経費を補助している。

② 補助金額 52,677千円

ウ 広域観光商品開発支援事業費補助金

① 内容

石見観光振興協議会が、石見の魅力情報発信事業として実施する情報サイト「なつかしの国 石見」の管理運営に要する経費を補助している。

② 補助金額

1, 300千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

石見地域の観光振興について

石見観光振興協議会においては、「なつかしの国 石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進しており、平成27年度は神社における神楽上演や宿泊客を対象とした出張上演等、貴重な観光素材として石見神楽を活用する取組を実施した。

また、石見の食材を活用した新ご当地めし「神楽めし」キャンペーン等を推進するなど、地域資源を活用した観光客数の拡大に向けた努力が続けられている。

平成27年「島根県観光動態調査結果」における同年の市町村別観光入込客延べ数を見ると、石見地域は前年比で増加しているが、このことは、上記したような努力による成果と考えられる。

については、石見神楽ブランドの確立に向けた取組等を引き続き進めるとともに、各地域にある観光素材の新たな発掘と観光商品としての磨き上げに、県と地元がより一層連携して取り組まれたい。また、萩・石見空港の利用促進対策との連携による観光振興の方策についても更に検討されたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	広島地区観光情報発信事業実行委員会	所管課	観光振興課
----	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成14年 4月17日
 (2) 設立目的

広島県において、島根県の魅力ある観光地を紹介、宣伝する「広島地区観光情報発信事業」を実施することにより、交流人口の拡大及び観光客の誘致を図る。

(3) 主な事業と構成員

県、県市長会、県町村会及び県内19市町村を構成員として、広島市における「島根ふるさとフェア」の開催や、広島県等でのテレビCM・番組の放映、イベントの開催など、島根の魅力を伝える情報発信事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 広島地区観光情報発信事業負担金

① 内容

「広島地区観光情報発信事業」の実施に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 15,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	(公財)しまね産業振興財団	所管課	産業振興課 中小企業課
----	-----	---------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成11年3月9日

(2) 設立目的

島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 146,196千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 517,607千円

イ 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 252,606千円

(2) 貸付金

ア 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員20人以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成26年度末残高	524,672千円
平成27年度貸付額	0千円

平成27年度返済額	100,745千円
平成27年度末残高	423,927千円

イ 島根県県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員数300名以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県県単中小企業設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成26年度末残高	272,991千円
平成27年度貸付額	252,500千円
平成27年度返済額	196,636千円
平成27年度末残高	328,855千円

(3) 損失補償

ア 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成27年度末損失補償債務残高 223,701千円

イ 島根県県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成27年度末損失補償債務残高 228,570千円

(4) 公の施設の指定管理

ア 産業高度化支援センター（テクノアークしまね）（所在地：松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・島根県立産業高度化支援センターの使用料の徴収に関する業務
- ・島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成31年度

③ 指定管理料 198,122千円（平成27年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（産業振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（中小企業課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	安来市商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成18年4月1日

(広瀬町、伯太町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 38,278千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	奥出雲町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(仁多町、横田町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 41,090千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	邑南町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(羽須美村、瑞穂町、石見町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 45,755千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

20	団体名	津和野町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(津和野町、日原町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 35,618千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

21	団体名	NPO法人 出雲スポーツ振興21	所管課	都市計画課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年3月24日

(2) 設立目的

出雲市民をはじめ、島根県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民をはじめ、県民の健康の増進・体力の向上・スポーツ文化の振興と発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 浜山公園（所在地 出雲市）

① 指定管理業務の内容

- ・有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ・都市公園の維持管理に関する業務
- ・県立浜山公園を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- ・都市公園の運営に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成31年度

③ 指定管理料 148,364千円（平成27年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

22	団体名	(株) I S P	所管課	都市計画課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成17年2月21日

(2) 主な事業内容

公共施設の維持・管理・運営に関する事業の受託

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 石見海浜公園（所在地 浜田市、江津市）

① 指定管理業務の内容

- ・有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ・都市公園の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成31年度

③ 指定管理料 126,820千円（平成27年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

23	団体名	(一財) 島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和49年7月13日

(2) 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金

① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者にバリアフリー改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 136,627千円

イ 島根県木造住宅耐震改修等事業費補助金

① 内容

大規模災害発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図るため、既存木造住宅の耐震改修促進のための普及啓発事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 2,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

24	団体名	(株) M Iしまね	所管課	文化財課
----	-----	------------	-----	------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成16年12月10日
 (2) 主な事業内容

指定管理者制度による公共施設管理運営事業、福祉施設・文化施設・スポーツ施設・宿泊施設・温泉施設・公園施設・駐車場運営管理事業、建物保守警備請負事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 公の施設の指定管理

ア 古墳の丘古曾志公園（所在地 松江市）

- ① 指定管理業務の内容
 - ・有料施設等の使用の許可に関する業務
 - ・有料施設等の使用料の徴収に関する業務
 - ・施設等の維持管理に関する業務
- ② 指定期間 平成27年度～平成31年度
- ③ 指定管理料 6,100千円（平成27年度）

3 監査の結果

- (1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

- (2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

利用者の安全確保について

古墳の丘古曾志公園については、全体的に施設・設備の老朽化が進んでいる。また、中には地盤沈下が発生し、ロープを張って立入制限をするなど急場をしのいでいる箇所もある。

については、利用者の安全確保のため早急に施設の点検を行い、必要な対策を講じられたい。

25	団体名	ミュージアムいちばた	所管課	文化財課
----	-----	------------	-----	------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成17年9月1日
 (2) 団体の形態 一畑電気鉄道株式会社・近畿日本ツーリスト株式会社の
 共同事業体
 (3) 設立目的 古代出雲歴史博物館の指定管理業務を共同連帶して営む。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 公の施設の指定管理
 ア 古代出雲歴史博物館（所在地 出雲市）
 ① 指定管理業務の内容
 ・博物館の観覧料の徴収に関する業務
 ・博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 ・博物館の利用促進に関する業務
 ② 指定期間 平成23年度～平成27年度
 ③ 指定管理料 296,508千円（平成27年度）

3 監査の結果

- (1) 団体
 ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし
 (2) 所管課
 ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

平成 28 年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成 29 年 3 月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa @ pref.shimane.lg.jp

